

改正点の概要

【豊田市民文化会館】

- (1) 大ホール、小ホール、展示室A、展示室Bにおいて、利用時間前の1時間（午前8時～9時まで）を、準備のために利用することができます。

※ご利用の場合、午前利用区分の1時間分の使用料が必要となります。

※平成24年4月以降の利用分から適用となります。

- (2) 大ホール、小ホールにおいて、練習のみ（本番を伴わない）を目的とした利用の場合、使用料が2分の1になります。

※平成24年4月以降の利用分から適用となります。

- (3) 大ホールの舞台及び1階席（1,323席）のみを利用することが可能となります。また、施設使用料は、現行の10分の8となります。

※「本番」区分の使用料が10分の8となります。「準備」「片付け」「リハーサル」については現行のとおり基本使用料の2分の1です。

※平成24年4月以降の利用分から適用となります。

- (4) 平成24年4月1日の受付より、大ホール、小ホールの申込み期間が下記のとおり変更になります。

施設	利用内容	申込み期間	
		【現行】	【変更】
大ホール	本番を伴う利用	10ヶ月前	→ 12ヶ月前
	練習のみの利用	10ヶ月前	→ 6ヶ月前
小ホール	本番を伴う利用	8ヶ月前	→ 10ヶ月前
	練習のみの利用	8ヶ月前	→ 6ヶ月前

- (5) 平成24年4月1日の受付より、「練習室」や「会議室」又は「和室」を小ホールと併せて利用する場合は、小ホールの申込み期間時に「練習室」「会議室」「和室」も併せて申込みすることが可能となります。

【豊田市民ギャラリー】

- (1) 市民ギャラリーにおいて、利用時間前の1時間（午前9時～10時まで）を準備のために利用することができます。

※ご利用の場合、1時間分の使用料が必要となります。

※平成24年4月以降の利用分から適用となります。